

松戸市地域生活支援事業サービス単価表

共通事項

- ・単価は、下記の単位数×地域加算（1円未満は切り捨て）です。
- ・初回加算、上限管理加算、食事提供体制加算等はありません。
- ・請求書の事業者番号には、都道府県等に登録済の10桁の事業所番号を記載ください。
- ・請求書の日付は記載しないでご提出ください。
- ・サービス提供月の翌月10日までに請求書が到着するようご協力ください。期日に遅れた場合、不備がある場合は、支払いが遅れますのでご承知おきください。

日中一時支援事業

所要時間	サービス単位
4時間未満	310単位
4時間以上8時間未満	460単位
8時間以上	620単位
送迎（片道につき）	54単位
※食事の提供については、実費負担	

移動支援事業

障害福祉サービス介護給付に於ける通院等介助（身体介護を伴う、伴わない）・通院等乗降介助と同様の単位となります。厚生労働省のホームページ等でご確認ください。

訪問入浴サービス事業

サービス内容	サービス単位
通常入浴	1256単位
※部分浴、清拭	879単位

※利用者の体調により入浴は中止とした場合でも、清拭や部分浴を行ったときは、算定できます。

なお、ご不明な点がございましたら、担当までお問い合わせください。

松戸市障害福祉課

地域生活支援事業請求担当

（電話） 047-366-7348

（FAX） 047-366-7613